

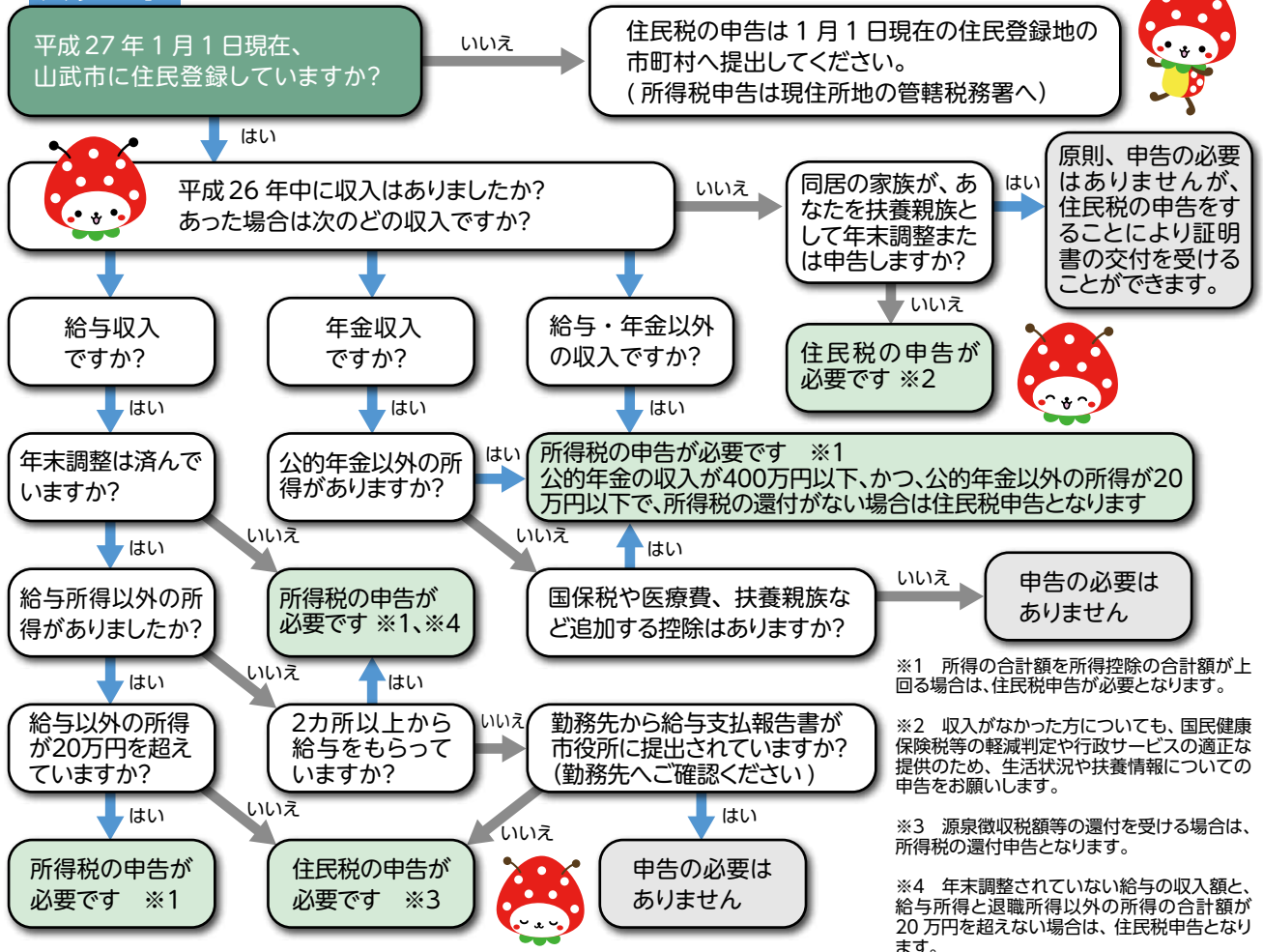
所得税確定申告書・住民税申告書の提出は 2月16日(月)から3月16日(月)まで



問 課税課 ☎0475(80)1281

あなたは所得税や住民税の申告をする必要があるでしょうか？

スタート



注意

このフロー図は、一般的な例を示しています。
フロー図により申告が必要ないとされた方でも、所得税の納付や還付が生じる場合や、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料などの軽減判定やその他の行政サービスを受ける上で、申告が必要となることがあります。

【申告に必要となる主なもの】

共通 印かん(自動印不可)・申告書(お手元にある場合)

給与・年金所得 源泉徴収票(原本)または収入金額を証明するもの

事業所得(農業・営業・不動産) 収支内訳明細書または収入や経費がわかる帳簿・書類

※租税公課は、納税通知書等を確認してください。

雑所得(個人年金・内職など)

一時所得 保険会社から送付される通知など

医療費控除 医療費などの領収書(対象とならない場合もあります)

※保険金などで補てんされた場合は、その金額のわかるもの

社会保険料控除

国民年金保険料控除証明書

※国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料は、納税通知書、領収書などで納付額をご確認ください。

※電話によるお問い合わせは、個人情報保護のためお答えできないことがあります。

生命保険料控除・地震保険料控除 保険会社などが発行する控除額証明書

寄附金控除 寄附先の発行する寄附金受領証明書など

税の申告

申告会場は、
午後の方が
空いているよ!



申告相談受付日程表

給与所得者で年末調整をされていない方や農業・自営業の方などを対象とした住民税の申告や簡易な確定申告は、市役所で受け付けします。また、日程表の地区指定日では都合がつかない方は、山武市役所相談会場をご利用ください(土日祝日や他の出張相談会場ではお受けできませんのでご注意ください)。なお、申告期間中は、相談会場でのみ申告書の受理や申告相談を受け付けています。課税課窓口や各出張所窓口では、お受けできませんのでご注意ください。
※今年度より、市役所正面玄関の解錠時間は、警備の関係上、午前8時となりました。

注意

次の方は、東金税務署で申告をしてください。

譲渡所得(土地、建物、株式などを売った場合)、災害関連の雑損控除の申告や青色申告をされる方、贈与税や消費税の申告をされる方

		対象地区・対象者	
		受付時間：午前の部 9:00～11:00 (混雑状況によっては受付時間を変更することがあります) 午後の部 13:00～16:00	
日付	曜日	山武市役所相談会場(3階 大会議室)	出張相談会場
2月	16日 月	収入なし・年金収入・給与収入の方	出張相談はありません
	17日 火		
	18日 水		
	19日 木	地区指定なし	山室・引越・谷津・古和・小川・上大蔵 下大蔵・金尾・無木 八田・猿尾・五反田・祝田・水深・本水深 田越・大堤・松尾・富士見台 ※松尾会場が変更になりました
	20日 金		
	23日 月		
	24日 火	成東・姫島・殿台・津辺・島	広根・下野・折戸・下之郷・借毛本郷・高富 本柏・木刀・武野里
	25日 水	市場・親田・川崎・和田・板附・湯坂・野堀	出張相談はありません
	26日 木	嶋戸・真行寺・新泉・富田・寺崎・早船・柴原	
	27日 金	上横地・下横地・草深・五木田・小泉・富口 富田幸谷	
3月	2日 月	白幡・本須賀	蓮沼口・平
	3日 火		蓮沼ハ・ホ
	4日 水		蓮沼イ・ニ
	5日 木	木戸・小松・松ヶ谷イ・松ヶ谷ロ・井之内	出張相談はありません
	6日 金		
	9日 月		
	10日 火	出張相談に都合がつかない方	埴谷・戸田・麻生新田・中津田・板川 板中新田・沖渡
	11日 水		横田・実門・大木・木原・矢部
	12日 木		椎崎・日向台・美杉野 森・雨坪・武勝・下布田・植草
	13日 金	出張相談はありません 市役所相談会場をご利用ください	
	16日 月		

【所得税の確定申告が必要なくても住民税の申告が必要な方とは】

- ・農業や自営業、不動産などの収入がある方で、所得の合計額が所得控除額の合計額を下回る方
- ・給与所得があり、かつ、20万円以下の給与以外の所得がある方
- ・給与所得のみの方で、勤務先から給与支払報告書が市役所に提出されていない方
- ・公的年金等の収入金額が400万円以下で、かつ、20万円以下の公的年金等に係る雑所得以外の所得がある方
- ・公的年金などを受給している方で、市役所に公的年金等支払報告書が提出されていない方
- ・収入がなかった方で、同居の家族の扶養になっていない方

※申告書の発送は、前回の申告状況等を基にしていますので、申告が必要な方であっても場合により送付されないことがあります。申告書の受領の有無にかかわらず、申告手続きをしてください。

東金税務署 納税は振替納税で
申告所得税や個人事業者に係る
消費税や地方消費税の納付には、振
替納税をご利用ください。
東金税務署 ☎0475(52)3121

◆譲渡所得の申告
平成26年中に土地(借地権)、建
物等の不動産や、ゴルフ会員権、
株式等の資産をお売りになった場
合は、譲渡所得等について所得税
の確定申告が必要です(譲渡所得
の申告は東金税務署や税理士にご
相談ください)。

◆事業所得の方は収支内訳書の添付を
営業・農業・不動産所得を申告
される際は、総収入金額や必要経
費の内訳を記載した「収支内訳
書」を作成のうえ申告会場におい
てください。
(申告者本人名義に限る)
金融機関の口座番号のわかるもの
の添付をお願いします。

所得税が還付となる場合
必要書類が異なりますので、東
金税務署で申告してください。
※平成26年中に10年以上のローン
でマイホームを取得した方は、
必要書類が異なりますので、東
金税務署で申告してください。
住宅借入金等特別控除
(2年目以後の年分の方)
源泉徴収票(原本)、住宅借入金
等特別控除額の計算明細書、金
融機関の借入金年末残高証明書
※平成26年中に10年以上のローン
でマイホームを取得した方は、
必要書類が異なりますので、東
金税務署で申告してください。